下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて

資料 6－1

１．受益者負担金について

利用者が不特定多数である一般の公共施設の建設費は，公費で賄うのが通常である。しかし，その施設の設置によって限られた範囲内の特定者が著しい利益を受けることになる場合には，その施設の建設費を公費(租税)のみによって賄うとすれば，その施設による利益を享受しえない者にも負担させることになり公平を欠きます。このような場合，特定の著しい利益を受けるものに対して費用の一部を負担させることが公平であると言えます。受益者負担金制度は，都市計画法第 75 条に基づくものであり，国または地方公共団体の行う特定の事業により著しい利益を受ける者に対して，その利益を受ける限度において，費用の一部を負担させようとするものであります。

当町においては，昭和 62 年に下水道事業受益者負担に関する条例が制定され，昭和 63 年から第一負担区，平成 7 年から第二負担区，平成 13 年から第三負担区を徴収しております。そして平成 28 年から第四負担区を設定し，徴収をしています。

- 全体工事費
  - 主管渠等工事費
  - 末端管渠整備工事費
    - 国庫補助金相当分（1／2）
    - 単独工事費（対象事業費）
      ※【受益者負担金対象】

◇都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 75 条第 1・2 項

(受益者負担金)

第 75 条　国，都道府県又は，市町村は，都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは，その利益を受ける限度において，当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2.前項の場合において，その負担金の徴収をうける範囲および徴収方法については，国が負担させるものにあっては政令で，都道府県又は市町村が負担させるものにあっては当該都道府県又は市町村が負担させるものにあっては都道府県又は市町村の条例で定める。

◇建設省都市局長通達(昭和 44 年 9 月 1 日)

「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」（一部抜粋）

１.負担率は，事業費の五分の一以上三分の一以下の範囲内において定めること。

２.受益者負担金の対象とする事業は，原則として公共下水道に係る都市計画下水道事業のすべてとし，過年度の事業又は終末処理場，ポンプ場，遮集管渠等に係る事業を適用除外しないことが適当であること。

３.受益者負担金の徴収は，三年ないし五年に分割して行うことが適当であること。

２．受益者負担金の納付年数の検討について

当町の受益者負担金は，下水道受益者負担金に関する条例及び施行規則で 5 年に分割し納付するものとして，1 年 4 期払い×5 年の最大 20 期分割により徴収しています。
受益者負担金は，「土地面積(㎡)×負担金単価(負担区毎に設定)」で算出しているため，面積によっては負担金が高額となり，受益者にとって一期当たりの負担がかなり大きなものとなっております。そのような状況の中，一定の負担金額以上の納付年数について，一期当たりの負担を軽減するために検討をおこなうものです。

（1）受益者負担金の納付年数変更（案）
下記表に該当する場合には，受益者本人の申出により納付年数を変更できるものとする。

負担金額	納付年数及び分割回数	面積（第四負担区）	筆数
負担金の総額が 50 万円未満	5 年　20 回 (1 年 4 期×5 年)	～862 ㎡	918
〃 50 万円を超え 60 万円以下	6 年　24 回 (1 年 4 期×6 年)	863 ㎡～1034 ㎡	65
〃 60 万円を超え 70 万円以下	7 年　28 回 (1 年 4 期×7 年)	1035 ㎡～1206 ㎡	58
〃 70 万円を超え 80 万円以下	8 年　32 回 (1 年 4 期×8 年)	1207 ㎡～1379 ㎡	43
〃 80 万円を超え 90 万円以下	9 年　36 回 (1 年 4 期×9 年)	1380 ㎡～1551 ㎡	39
〃 90 万円を超えるもの	10 年　40 回 (1 年 4 期×10 年)	1552 ㎡～	228

（H27 時点データ）

（2）現行制度との比較（第四負担区の場合）

負担区名称	第四負担区					
単位負担金額（円）・・①	580					
面積（㎡）・・②	1,000		1,300		1,600	
負担金額（円）・・③　（①×②）	580,000		754,000		928,000	
分割数（回）	（現行）	（案）	（現行）	（案）	（現行）	（案）
	20	24	20	32	20	40
	1年4期×5年	1年4期×6年	1年4期×5年	1年4期×8年	1年4期×5年	1年4期×10年
1期当たり負担額（円）	29,000	24,160	37,700	23,560	46,400	23,200

（※分割した際の10円未満の端数については，支払い1年目の第1期目に負担。）

（3）納付年数変更によるメリット・デメリット

○メリット

・分割回数を増やし納付年数が延長されることにより，一期当たりの負担金が軽減される。

・一期当たりの負担金が減ることにより，滞納額の減少につながる。

●デメリット

・納付年数の延長・選択制になる等，事務が煩雑化する。

・納付年数が延長になることにより，受益者変更等滞納リスクが高くなる。

・条例改正が必要となる。